別表七の一二付表三の記載要領第一号を次のように改める。

1　この表は、連結法人が法第81条の３第１項（個別益金額又は個別損金額の益金又は損金算入）（法第59条第１項又は第２項（同項第３号に掲げる場合に該当する場合に限る。）（会社更生等による債務免除等があつた場合の欠損金の損金算入）の規定により法第81条の３第１項に規定する個別損金額を計算する場合に限る。）の規定の適用を受ける場合に記載すること。

別表七の一二付表三の記載要領第一二号から第五号までを削り、同第六号中「「調整前の控除未済連結欠損金個別帰属額（（前期の別表七の二付表一「20」又は「28」）又は別表七の二付表二「21」）㉕」を「」」を「「調整前の控除未済連結欠損金個別帰属額（（前期の別表七の二付表一「20」又は「28」）又は別表七の二付表二「20」）㉕」に改め、同号を同第一二号とし、同第七号中「「㉕のうち特定連結欠損金に係る控除未済額の個別帰属額（（前期の別表七の二付表一「14」）又は別表七の二付表二「21の内書」）㉖」を「」」を「「㉕のうち特定連結欠損金に係る控除未済額の個別帰属額（（前期の別表七の二付表一「14」）又は別表七の二付表二「20の内書」）㉖」に改め、同号を同第一二号とする。

別表七の一二付表四の表中「個別所得金額（別表四の二付表「49の①」）－(7)」を「個別所得金額（別表四の二付表「47の①」）－(7)」に改め、同表の記載要領を次のように改める。

別表七の二付表四　記載要領

1　この表は、連結法人が法第81条の３第１項（個別益金額又は個別損金額の益金又は損金算入）（法第59条第２項（会社更生等による債務免除等があつた場合の欠損金の損金算入）（震災特例法第25条第１項（被災連結法人について債務免除等があつた場合の欠損金の損金算入の特例）の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により法第81条の３第１項に規定する個別損金額（以下この記載要領において「個別損金額」という。）を計算する場合で法第59条第２項第３号に掲げる場合に該当しない場合又は同条第３項の規定により個別損金額を計算する場合に限る。）の規定の適用を受ける場合に記載すること。

2　「適用年度終了の時における連結個別資本金等の額（別表五の二㈠付表一「30の④」）（プラスの場合は０）」　(6)　の欄は、連結法人が法第81条の３第１項（法第59条第３項の規定により個別損金額を計算する場合に限る。）の規定の適用を受ける場合についてのみ記載すること。

3　「当期控除額（(4)、(8)と(9)のうち少ない金額）」　(10)　の欄は、連結法人が法第81条の３第１項（法第59条第３項の規定により個別損金額を計算する場合に限る。）の規定の適用を受ける場合には、「(4)、」を消すこと。

別表九一の表中「所得金額総計又は個別所得金額仮計（別表四「37の①」又は別表四の二付表「46の①」）」を「所得金額合計又は個別所得金額仮計（別表四「35の①」又は別表四の二付表「44の①」）」に改める。